

任意継続組合員申出書の記入上の注意

水色の箇所を記入してください。

掛金の払込方法が口座振替の場合は、1枚目及び2枚目を記入して、両方を広島銀行の窓口に提出してください。1枚目に広島銀行が確認印を押印し、返却しますので、退職時の所属所で所属機関欄及び受付印等の証明を受けてから、共済組合に提出してください。（所属所の受付印等がないものは受理できません。）

※ 掛金払込方法が毎月払込通知書の場合は、1枚目のみ所属所受付印・証明を受けて共済組合に提出

- ① 住所のフリガナ欄は左から記入し、市郡・区町村の間は1字分あけてください。
- ② 組合員氏名のフリガナ欄は左から記入し、姓・名の間は1字分あけてください。
- ③ 生年月日の年号・性別は該当の文字を○で囲んでください。
- ④ 退職後、日中連絡のとれる電話番号を記入してください。携帯電話を記入する場合は、ハイフンを除いて記入してください。
- ⑤ 共済資格取得年月日欄は、組合員証に記載の資格取得年月日を記入してください。（他の公務員共済組合の期間から引き続いて公立学校共済組合員となった場合や、任用種別の変更で組合員証番号が変更となった場合は、引き続いて以前の資格取得年月日を記入してください。）
- ⑥ 組合員期間欄は、共済資格取得年月日からの期間を記入してください。
- ⑦ 掛金の払込方法は1から4のうち希望する番号に必ず○をしてください。
- ⑧ 払込を口座振替にする場合は、広島銀行の口座にしてください。（広島銀行以外は不可）
本支店名、口座番号欄は預金通帳で確認し、正確に記入してください。
注意 ・払込を口座振替にする場合、申出書の1枚目に広島銀行の証明を受けてください。
・2枚目の「預金口座振替依頼書」は広島銀行に提出してください。
（提出先は広島銀行のどの本支店でも可）
- ⑨ 預金の口座番号は、右詰めで記入してください。

※ 払込を口座振替にする場合で、氏名欄・指定金融機関欄・本支店名欄・口座番号欄を訂正するときは、二本線を引いた上で、2枚目の「預金口座振替依頼書」にのみ金融機関届出印を押印してください。

※ 1枚目の「任意継続組合員申出書」の訂正に押印は不要です。

退職時に認定されている被扶養者については被扶養者証が発行されます。
就職や扶養替え等が発生した場合は、取消の手続きが必要です。必ず取消の被扶養者申告書を提出してください。

記入誤りや押印もれ等がないかをチェックリストで確認してみましょう！

（内容に不備がある場合、申出書が受理できず、任意継続組合員制度に加入できません。）

- 退職日までに引き続き1年と1日以上組合員でしたか？（1年以内は加入資格なし）
- 連絡先の電話番号は記入しましたか？
- 所属所の受付印はありますか？
- 掛金の払込方法は、希望の番号を○で囲んでいますか？
- 提出期限は間に合っていますか？（退職の日を含めて20日以内に共済組合必着です。）**

【払込方法を口座振替にする場合】

- 金融機関は広島銀行の本人名義の口座になっていますか？
- 広島銀行の確認印はありますか？
- 2枚目の「預金口座振替依頼書」は広島銀行に提出しましたか？

申出者⇒広島銀行提出(掛金口座振替の場合のみ)

任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書 (2枚中2枚目)

【広島銀行確認事項】

- 1 枚目と2枚目がセットで提出されていることを確認。
- 2 枚目の「掛金の払込方法」欄で、口座振替(1～3)が選択されていることを確認。
- 3 1枚目と2枚目の氏名(フリガナ)、金融機関(コード)、店名(コード)、口座番号が一致していることを確認。
- 4 2枚目について、預金取引があるか、記載事項等相違がないか、印鑑相違がないか確認。
- 5 1～4に不備がなければ、1枚目の「金融機関確認印欄」に確認印を押印し、1枚目のみ申出人に返却。2枚目は貴機関で受領し、口座振替手続を実施。
- 6 不備がある場合は、本人にその旨を説明し、1枚目に確認印を押印せず、1枚目と2枚目を本人に返却。

| 口座名義 | | | | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| フリガナ | | | | | | | | | | | | |
| 氏名 | | | | | | | | | | | | |

訂正を行う場合は、訂正箇所を二重線で抹消して金融機関届出印を押印し、余白に訂正事項を記入してください。

掛金口座振替・給付金口座 (1枚目と同じものを記入)

| 指定金融機関 | 本支店名 | 科目 | 口座番号 (右詰めで記入) |
|---------|-----------------------------------|----|------------------|
| 広島銀行 | | | |
| 0 1 6 9 | | 普通 | |
| 振替日 | 22日(4月のみ19日) [金融機関休業日の場合は翌営業日] | | |
| 振替金額 | 公立学校共済組合広島支部が指定する金額 | | |

| | | |
|---------|------|------|
| 金融機関届出印 | お届け印 | 検印 |
| | | 印鑑照合 |
| | | 受付印 |

私は、公立学校共済組合広島支部に支払うべき任意継続組合員の掛金を私名義口座からの口座振替によって支払うことにしたいので、下記の事項を確認の上依頼します。

指定金融機関 御中

令和 年 月 日 (広島銀行に書類を提出する日とする)

ご依頼人
(預金者)

金融機関
使用欄

(不備返却事由)

1. 預金取引なし
2. 記載事項等相違
店名、預金種目、口座番号、口座名義
3. 印鑑相違
4. その他
(備考)

— 預金口座振替規定 —

1. 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり組合から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

以上